

京都市立病院紀要投稿規定

1. 本誌は京都市立病院の機関誌として年2回発行する。
2. 原則として投稿者は本院の職員とする。但し当院職員以外の者であっても編集委員の承認を得た場合はこの限りでない。
3. 本誌の内容は主に医学およびこれに関連ある内容の論文とし、その他学術活動を広く記録する。なお論文は他誌に未発表のものに限る。また、本誌に投稿される研究・症例等患者を対象とした研究については、「執筆要項の倫理規定」を遵守すること。
4. 掲載論文の採否は編集委員会で決定する。
5. 原稿執筆の要領は次のとおりとする。
 - 1) 原稿はワープロ原稿で、プリント原稿 A4 版を用い、原則として邦文とし、横書き、平カナ、当用漢字、現代カナ使用を使用する（デジタルデータを添付すること。入力方法等については、別に定める）。
 - 2) 論文には英文タイトルおよびローマ字による著者名を併記する。
 - 3) 論文には5コ以内の日本語キーワードとそれに対応する英語のキーワードをそれぞれの要旨、Abstract のあとにつける。
 - 4) 論文には最初 200 字程度の和文要旨と最後に英文抄録をつける。
 - 5) 論文は総説、原著は 400 字詰原稿用紙 15 枚、図表 10 枚以内、症例報告の場合は（図表をあわせ）原稿用紙 15 枚以内を原則とする。
 - 6) 図表原稿は明瞭に書き標題をつける（図は下方に、表は上方に）、写真は手札型のものを A4 版用紙に貼付する。デジタル原稿（本文・画像・図表）はデータファイルとプリント版をつける。
 - 7) 図表、写真の挿入箇所は原稿用紙の右欄に朱書する。
 - 8) 日本語で表せる用語は、できるだけ日本語で表し、外国語をさける。ただし、外国人名、地名、酵素名、生化学的な物質名、薬品名は、原則として原語またはカタカナを用いる。また、略名は最初の表記をフルネームにしカッコして略名も書くこと。
 - 9) 度量衡は C.G.S 単位とし、km, mm, l, dl, kg, g, mg, mEp/l, mg/dl などを用い、数字は算用数字を用いる。
- 10) 引用文献は出現順に番号を付し、本文の終わりにまとめて記載する。

外国誌は List of Journals indexed for Medline, 邦文誌は公式の略称または医学中央雑誌収載目録による。

雑誌の場合……著者名（共著者全員を併記）：表題・雑誌名 年号（西暦）；巻：頁-頁。

単行本の場合……著者名：題名。（in）書名、編著者名、出版地、出版社、出版年、ページを記入する。
6. 編集の都合により原文の論旨を変えない範囲で著者に訂正を求めることがある。
7. 校正は著者が行い、誤植の訂正程度にとどめる。版の組みかえは行わない。
8. 掲載料は無料とする。別刷は論文一編に 20 部とする。それ以上は実費を徴収する。
9. 掲載原稿は原則として返還しない。返還を希望するものはあらかじめ編集委員に申し出ること。
10. 論文提出期日、編集要旨については編集委員会より別に定め掲示する。〆切りは厳守されたい。
11. 倫理規定

医学研究のための研究・症例報告は、医学・医療の進歩に貢献するための重要な役割を果たしている。しかし、患者の生命、健康、プライバシーおよび尊厳をまもることは、医療者・研究者側の責務である。本誌に掲載する論文等において、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報には十分な配慮をしなければならない。患者のプライバシー保護のために以下のとおり定めます。

 - 1) 患者個人の特定が可能な氏名、ID、イニシャルまたは「呼び名」などの愛称は記載しない。
 - 2) 患者の住所は記載しない。ただし、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までは記載することを可とする。（京都府、京都市など）
 - 3) 治療経過の日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合はよい。
 - 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
 - 5) 既に他施設において診断・治療を受けている場合は、その施設名ならびに所在地を記載しない。ただし、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合は、この限りではない。
 - 6) 人物写真の使用が不可欠な場合、目の部分を隠すなど対象者の身元が特定できないように配慮する。目疾患の場合は、顔全体がわからないように考慮する。
 - 7) 症例を特定できる生検、手術摘出標本、剖検、画像情報などに含まれる番号などは削除する。

以上の事項を配慮してもなお個人が特定化される場合には、発表に関する同意を患者（あるいは 家族）から得るか、当院の倫理委員会に検討を要請し承認を得ることとする。同意を得た場合は、その旨掲載記事に示さされていることとする。

すべての医学研究のための基本原則は、世界医師会総会において承認されたヘルシンキ宣言に基づく。
12. 著作権
 - 1) 本誌掲載された論文の著作権は京都市立病院に帰属する。（著作権法 第 27 条翻訳権・翻案権、第 28 条二次的著作物の利用に関する原著作権者の権利）なお、本誌に掲載された論文等の著作物は、原則として電子化（PDF 形式等）し、近畿病院図書室協議会共同リポジトリを通じてコンピューターネットワーク上に公開する。
 - 2) 投稿する前に考慮すべき点として、重複または二重掲載のないこと（既に掲載されたことのある論文と本質的にオーバーラップしない）学術集会において発表された報告など会議録もしくはそれに類似する形式の掲載以外正式に出版されていない場合は、その投稿を妨げる者ではない。
 - 3) 投稿する論文に載せる図表（写真も含む）が既に公表された者である場合、オリジナルの出典を明示し、著作権所有者の書面による承諾を得ること。万一、執筆内容が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされ、第三者に損害を与えた場合は執筆者がその責を負う。

編集委員会

委員長	岡野 創造		
委員	竹中 秀也	井内 盛遠	田村 真一
	森 友彦	長谷川 和昭	藤本 輝
	前田 景子	谷口 裕美	澁谷 祥子
	大野 恵一	本田 法子	内田 幸一
	谷口 美樹	岡村 寿子	

編集後記

平成最後の京都市立病院紀要である第38巻2号が完成しました。昭和の時代に始まり、平成の30年間も途切れることなく刊行が継続できたことは、これまでの編集委員達の多大なる努力と投稿者の皆さんの熱意のおかげであり、関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。学術活動・業績はその病院の医療の質を反映する1つの指標であり、情報の発信手段でもあり、また若手の医師にとっては自己研鑽の場にも専門医取得のための活動にもなるのです。平成30年の間には、京都市立病院の40周年記念誌、50周年記念誌も刊行し、さらに紙媒体のみでなくCD-ROM、インターネット上での公開へと時代のトレンドへの対応にも心掛けてきました。次の元号の時代にもさらによりよき院内雑誌を作るべく関係者とともに努力を続けたいと思います。ご支援ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

さて第38巻2号では、2回の京都市立病院地域フォーラムの講演内容を掲載しております。1つは地域包括ケアシステムについてです。これは、厚生労働省が、今後増え続ける高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として提唱した概念です。急性期病院である沖縄県立中部病院の取り組みについての高山義浩先生のご講演で京都市立病院の担うべき役割のヒントをいただき、当院の関係者が引き続き講演しています。高山先生のご講演では、地域で輝いておられる高齢者の方の具体的な活動状況を写真も含めてご講演いただきその点も大切なポイントなのでお伝えしたかったのですがプライバシーの問題でやむなく掲載できなかったことをお詫びします。2つめは、血液悪性腫瘍についてです。金沢医科大学の川端浩先生に高齢化社会における血液がん診療についてご講演いただきました。専門的な疾患の診断過程や地域性の問題についても解説していただき、大変勉強になりました。京都市立病院は血液内科と小児科で多くの血液悪性疾患の患者を診療しており、病院の看板の1つでもあります。院内の現状や取り組みについても関係者によって講演されております。

そのほかに症例報告が5編、CPC報告が1編です。いずれも興味深い内容です。是非ご一読ください。

京都市立病院紀要編集委員長 岡野創造（小児科部長）

京都市立病院紀要 第38巻 第2号（通巻54号）2018年

平成30年12月20日 印刷

平成30年12月25日 発行

編集者 京都市立病院紀要編集委員会

発行者 森 本 泰 介

発行所 地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1-2

電話 (075) 311-5311番

印刷所 株式会社 大光社
